

「地方公共団体の短時間勤務の在り方に関する研究会」説明資料
東京都（平成 20 年 8 月 25 日）

目次

1. 執行体制について

- ・ 常勤、臨時・非常勤、任期付それぞれの職務内容等の違い（全体）

2. 任期付職員（法3条）について

- ・ 任期付職員の活用状況
- ・ 任期付職員の職務内容等の違い（個別）

3. 非常勤・臨時職員の比較（平成20年4月）

- ・ 臨時・非常勤の活用状況
- ・ 臨時・非常勤のそれぞれの職務内容等の違い（個別）

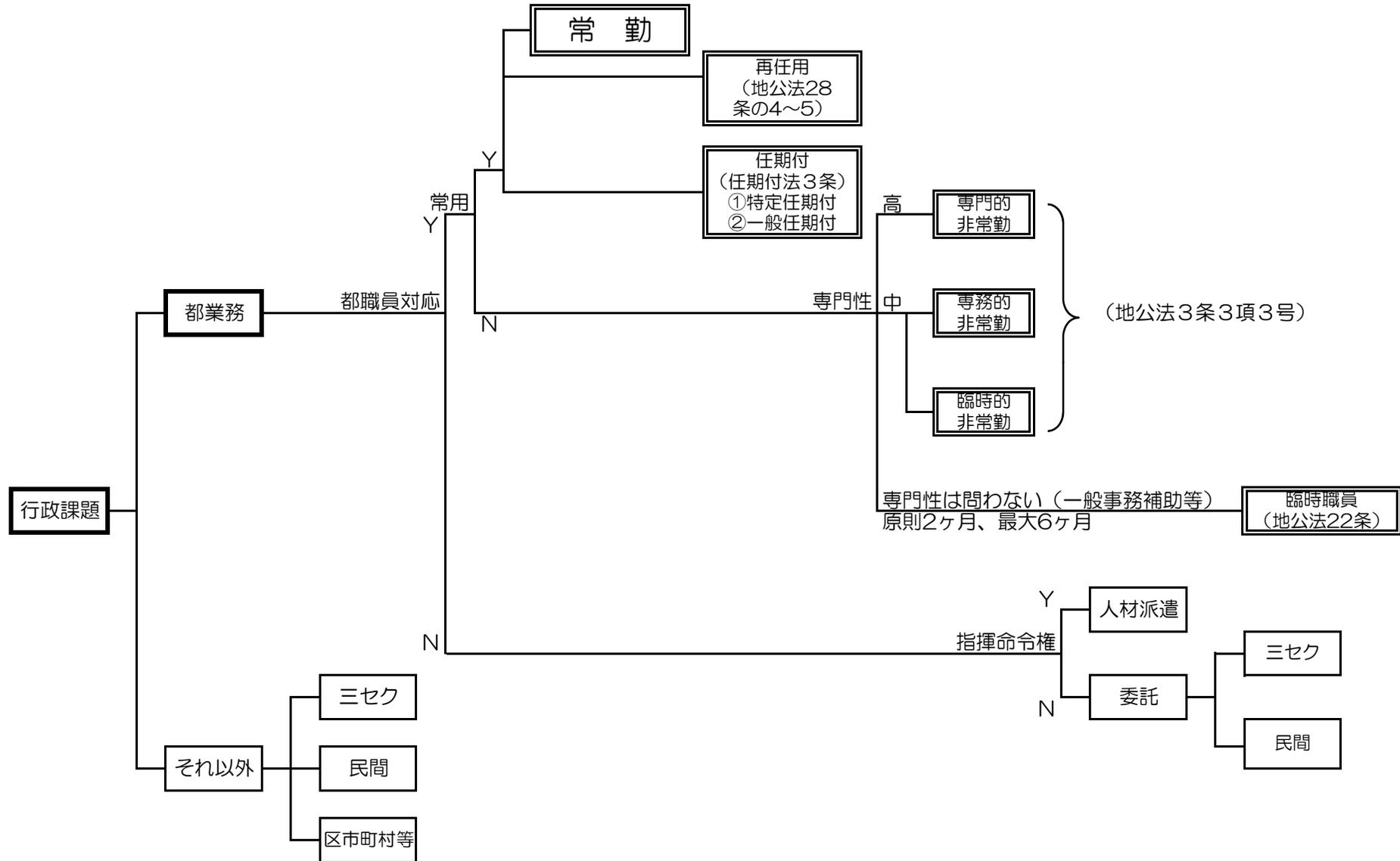
4. 非常勤職員の活用について

- ・ 非常勤職員を活用している職務の内容
- ・ 採用方法や採用時の条件明示の内容
- ・ 勤務時間及び報酬水準の設定の考え方
- ・ 同じ人の再度任用の状況及び再度任用時の手続

5. 任期付短時間勤務職員の活用について

- ・ 導入に当たって課題となっている点
- ・ 今後活用が考えられる職務

1 執行体制について



2 任期付職員（法3条）について

事項	特定任期付（条例2条1項）	一般任期付（条例2条2項）
基本事項		
導入趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な業務であって正規職員での対応が求められる業務への対応 ・ 時限的な専門的業務への対応 ・ 他の職員に対する指導育成を図る必要 	
被採用者 /採用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識経験を有する者 <ol style="list-style-type: none"> ① 育成する時間がない ② 陳腐化の激しい知識経験 ③ 適者が他業務に従事 ④ 外部獲得の（陳腐化しやすい）知識経験が必要な業務
採用手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考（人事委員会の承認が必要） 	
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年内（職員に明示） 	
任期の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の採用から5年内 	
勤務条件 給与、手当等		
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務部内で育成調達できない人材であり、通常職員とは別に特別の給料表を策定 ・ 昇給せず ・ 393,000～826,000円 <p>（なお、これに依り難い場合、人事委員会の承認を得て別途定める）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常職員と同じ給料表を使用 ・ 昇給を予定 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存給料表を適用 <p>本来、公務部内で育成・調達できる専門的知識経験であり、通常職員とは別に特別の給料表を作ることはしない。</p>
昇任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昇任試験の資格対象から外す ・ 昇任の必要があれば、再任時に高い格付とする
定期昇給	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期昇給あり
主な活用職場 （20.4.1時点）	<ol style="list-style-type: none"> ①法務担当の管理職 3名 ②その他は各1名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム評価 ・ 資金運用 ・ 監査 ・ 鉄道広告営業 	<ol style="list-style-type: none"> ①児童相談 14名 ②精神保健相談 6名 ③児童心理判定 4名 ④中学校校長 1名

※網掛け部分が常勤職員と勤務条件等の異なる事項、条例は東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 非常勤・臨時職員の比較（平成20年4月）

区分	非常勤職員		臨時職員
	専門的・非専務的・臨時非常勤	専務的非常勤	
法的根拠	特別職・非常勤・地公法3③	特別職・非常勤・地公法3③	一般職・地公法22②
職の性格	【専門】 専門的資格、能力又は学識経験等に基づいて高度専門的業務に従事する非常勤職（医師・弁護士等） 【臨時】 その都度の業務の必要性に応じて業務に従事する非常勤職（統計調査員等）	各種臨床員等、専ら都行政支援の業務に従事する非常勤職	臨時または補助的業務
雇用期間	1年以内		原則2月以内、最大6月
年齢制限	なし		なし
勤務日数・時間	月16日以下	月11日以上16日以下	1日8時間（原則）
給与・報酬等	個々の職務に応じた報酬を支給する。基準級号給を基に、年度ごとに報酬額を定める。	常勤職員の給与の平均改定率を、前年度報酬額に乗じて定める。	予算措置額による。 平成20年度 6,350円（一般事務） 平成21年度 7,190円となる予定
年次有給休暇	労働基準法の定めるところにより付与	年休 月11～14日 月15～16日 1年目 5日 10日 2年目 6日 11日 3年目 6日 12日 4年目 8日 14日 5年目 9日 16日 6年目 10日 18日 7年目以降 11日 20日 夏季休暇 2日 3日	なし
通勤費	第二種報酬として支給		賃金に含む
社会保険等	健康保険法、厚生年金法、雇用保険法の定めるところによる		健康保険法、厚生年金法、雇用保険法の定めるところによる
健康診断	実施している（月13日以上勤務者）	実施している。	実施していない
任用者数（知事部局）	5,156名	632名	1,235名

※臨時職員の任用者数は、平成20年4月1ヶ月間の任用者数（4月中に1日以上任用があった者）。その他は平成20年4月1日時点の任用者数。

4 非常勤職員の活用について

区分	非常勤職員	
	専門的非専務的・臨時的非常勤	専務的非常勤
非常勤職員を活用している業務 (知事部局での代表的な職)	<p>【専門】 専門的資格、能力又は学識経験等に基づいて高度専門的業務に従事する非常勤職</p> <p>①医師 ②看護師</p> <p>【臨時】 その都度の業務の必要性に応じて業務に従事する非常勤職</p> <p>①統計調査員 ②看護学校・職業訓練校の時間講師</p>	<p>【専務】 各種相談員等、専ら都行政支援の業務に従事する非常勤職</p> <p>①消費生活相談員 ②婦人相談員 ③就職支援推進員 (以上、主な相談員)</p>
採用方法	原則の定めはない	原則として、公募 公募の方法は、東京都の広報紙、ホームページ、関連大学、関係機関等への広告、周知又は紹介依頼による
採用時の条件明示の内容	発令通知交付時に非常勤設置要綱、以下の勤務条件を書面で交付 ①雇用期間 ②勤務職場 ③職務内容 ④勤務日数 ⑤勤務時間 ⑥所定勤務時間を超える勤務の有無 ⑦休憩時間 ⑧報酬	発令通知交付時に非常勤設置要綱、以下の勤務条件を書面で交付 ①雇用期間 ②勤務職場 ③職務内容 ④勤務日数 ⑤勤務時間 ⑥所定勤務時間を超える勤務の有無 ⑦報酬
勤務時間の設定	原則の定めはない	原則として1日8時間
報酬水準の設定	個々の職務に応じた報酬を支給する。基準級号給を基に、年度ごとに報酬額を定める。	常勤職員の給与の平均改定率を、前年度報酬額に乗じて定める。
再度任用時の手続き	更新を妨げない、更新条件・手続きについて原則を定めていない	①勤務成績良好、更新不適合基準に該当しないことを条件に、4回まで更新することができる ②更新時、本人が更新申込書を提出する ③4回更新後でも、職務の性質上、特別の理由があると知事が認めた場合には更新できる ④4回更新後でも、公募に応募し、採用されることは可能である

5 任期付短時間勤務職員の活用について

・導入に当たって課題となっている点

①すでに、臨時・非常勤職員制度を活用している

②大量退職期を迎え、再任用短時間職員が増加する見込みであり、まずその有効活用を図る

③任期付短時間職員の要件が厳格すぎる

- ・ 都は窓口業務の多くで委託、指定管理者などアウトソーシングを進めており、法が想定する活用可能職場が少ない
- ・ 窓口業務以外では、一定期間の業務量の増や一定期間内で終了する業務に限定されている

・今後活用が考えられる職務

①国体、オリンピック等一時的な業務増にあてる常勤職員が、それまで担っていた職務

②大量退職期対応や年齢構成の歪みを補正する採用調整の期間、常勤職員を補完する職務

③常勤職員である必要のない業務であるが、法令等により、一般職をあてることが求められている（望ましい）職務